

議案第42号

京田辺市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

京田辺市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月4日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されたことに伴い、同法を引用する本条例について、所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市空家等対策の推進に関する条例（令和4年京田辺市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「空家等及び」を「空家等並びに」に改め、同条第2号中「管理不全状態」を「管理不適切状態」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 管理不全空家空住戸等 空家空住戸等であって、適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家空住戸等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められるものをいう。

第4条第1項中「常に自らの責任において、空家空住戸等を適切に管理しなければならない」を「空家空住戸等の適切な管理に努めるとともに、本市が実施する空家空住戸等に関する施策に協力するよう努めなければならない」に改める。

第6条中「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める。

第7条第2項中「市職員又はその委任した者に」を「空家空住戸等の所有者等に対し、当該空家空住戸等に関する事項に関し報告させ、又は市職員若しくはその委任した者に」に改める。

第9条第2項中「地方公共団体の長」の次に「、空家空住戸等に工作物を設置している者」を加える。

第11条の次に次の1条を加える。

（管理不全空家空住戸等に対する措置）

第11条の2 市長は、管理不全空家空住戸等の所有者等に対し、当該管理不全空家空住戸等が特定空家空住戸等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家空住戸等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家空住戸等に該

当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家空住戸等が特定空家空住戸等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

第12条第1項中「管理不全状態」を「管理不適切状態」に改める。

第13条第2項中「管理不全状態」を「管理不適切状態」に改め、同条第1項中「市長は、」を削り、「命すべき者」を「命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）」に、「その者の負担において、保全措置を自ら行い、又は市職員若しくは委任した者に」を「市長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を」に、「相当の期限を定めて、保全措置を行うべき旨及びその期限までに当該保全措置を行わないときは、市長又は市職員若しくは委任した者が当該保全措置を行うべき旨を規則で定める方法により」を「市長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を」に改め、同条中第14項を第16項とし、第13項を第15項とし、第12項を第14項とし、第11項の次に次の2項を加える。

12 市長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第3項から第9項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

13 前2項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

京田辺市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

| 改正案 | 現 行 | 改正理由 |
|---|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空家空住戸等 市内に所在する法第2条第1項に規定する空家等並びに長屋若しくは共同住宅の住戸（店舗等を含む。）又はこれらに附属する工作物（門、塀等）であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。</p> <p>(2) 特定空家空住戸等 空家空住戸等であって、次に掲げる状態（以下「<u>管理不適切状態</u>」という。）にあると認められるものをいう。</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>(3) <u>管理不全空家空住戸等</u> 空家空住戸等であって、適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家空住戸等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められるものをいう。</p> <p>(4)～(6) （略）</p> <p>（空家空住戸等の所有者等の責務）</p> <p>第4条 空家空住戸等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、<u>空家空住戸等の適切な管理に努めるとともに、本市が実施する空家空住戸等に関する施策に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（市の責務）</p> <p>第6条 市は、建築物等の所有者等による空家空住戸等の発生予防、活用の促進及び適切な管理に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう<u>努めなければならぬ</u>。</p> <p>（空家空住戸等への立入調査等）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 市長は、第13条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、<u>空家空住戸等の所有者等に対し、当該空家空住戸等に関する事項に關し報告させ、又は市職員若しくはその委任した者に、空家空住戸等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる</u>。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（空家空住戸等の所有者等に関する情報の利用等）</p> <p>第9条 （略）</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空家空住戸等 市内に所在する法第2条第1項に規定する空家等及び長屋若しくは共同住宅の住戸（店舗等を含む。）又はこれらに附属する工作物（門、塀等）であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。</p> <p>(2) 特定空家空住戸等 空家空住戸等であって、次に掲げる状態（以下「<u>管理不全状態</u>」という。）にあると認められるものをいう。</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>（空家空住戸等の所有者等の責務）</p> <p>第4条 空家空住戸等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、<u>常に自らの責任において、空家空住戸等を適切に管理しなければならない</u>。</p> <p>2 （略）</p> <p>（市の責務）</p> <p>第6条 市は、建築物等の所有者等による空家空住戸等の発生予防、活用の促進及び適切な管理に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう<u>努めるものとする</u>。</p> <p>（空家空住戸等への立入調査等）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 市長は、第13条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、<u>市職員又はその委任した者に、空家空住戸等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる</u>。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（空家空住戸等の所有者等に関する情報の利用等）</p> <p>第9条 （略）</p> | <p>字句の整理</p> <p>字句の整理</p> <p>制度の拡充</p> <p>字句の整理</p> <p>字句の整理</p> <p>字句の整理</p> <p>字句の整理</p> <p>字句の整理</p> |

京田辺市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

| 改正案 | 現 行 | 改正理由 |
|---|---|---|
| <p>2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、<u>空家空住戸等に工作物を設置している者</u>その他の者に対して、空家空住戸等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。</p> <p>(管理不全空家空住戸等に対する措置)</p> <p><u>第11条の2 市長は、管理不全空家空住戸等の所有者等に対し、当該管理不全空家空住戸等が特定空家空住戸等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家空住戸等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家空住戸等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家空住戸等が特定空家空住戸等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。</u></p> <p>(特定空家空住戸等の認定)</p> <p>第12条 市長は、空家空住戸等について立入調査等を行った結果、当該空家空住戸等が<u>管理不適切状態</u>にあると認められる場合は、特定空家空住戸等に認定するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定空家空住戸等に対する措置)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定による助言又は指導を行った場合において、なお当該特定空家空住戸等の<u>管理不適切状態</u>が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、保全措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>3～10 (略)</p> <p>11 法第2条第2項に規定する特定空家等について、第3項の規定により保全措置を命じようとする場合において、過失がなくて保全措置を<u>命ぜられるべき者</u>（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確知することができないときは（過失がなくて第1項に規定する助言若しくは指導又は第2項に規定する勧告を行うべき者を確知することができないため、第3項の規定による命令を行うことができないときを含む。）は、<u>市長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。</u>この場合においては、市長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市長又は措置実施者がその措置を行い、当該措</p> | <p>2 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家空住戸等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。</p> <p>(特定空家空住戸等の認定)</p> <p>第12条 市長は、空家空住戸等について立入調査等を行った結果、当該空家空住戸等が<u>管理不全状態</u>にあると認められる場合は、特定空家空住戸等に認定するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定空家空住戸等に対する措置)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定による助言又は指導を行った場合において、なお当該特定空家空住戸等の<u>管理不全状態</u>が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、保全措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>3～10 (略)</p> <p>11 市長は、法第2条第2項に規定する特定空家等について、第3項の規定により保全措置を命じようとする場合において、過失がなくて保全措置を<u>命ぜるべき者</u>を確知することができないとき（過失がなくて第1項に規定する助言若しくは指導又は第2項に規定する勧告を行うべき者を確知することができないため、第3項の規定による命令を行うことができないときを含む。）は、<u>その者の負担において、保全措置を自ら行い、又は市職員若しくは委任した者に行わせることができる。</u>この場合においては、<u>相当の期限を定めて、保全措置を行うべき旨及びその期限までに当該保全措置を行わないときは、市長又は市職員若しくは委任した者が当該保全措置を行うべき旨を規則で定める方法により、あらかじめ公告しなければならない。</u></p> | <p>字句の整理 制度の拡充</p> <p>字句の整理</p> <p>字句の整理 字句の整理</p> <p>字句の整理</p> <p>字句の整理</p> <p>字句の整理</p> |

京田辺市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

| 改正案 | 現 行 | 改正理由 |
|---|--------------------|-------|
| <p><u>置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。</u></p> <p><u>1 2 市長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第3項から第9項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。</u></p> <p><u>1 3 前2項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。</u></p> <p><u>1 4～1 6</u> (略)</p> | | 制度の拡充 |
| | <u>1 2～1 4</u> (略) | 制度の拡充 |
| | | 字句の整理 |